

京都市告示第531号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年1月11日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	山科西野山経6の2号線	山科区西野山中臣町26番地の5地先 同町14番地の1地先	点	
2	嵯峨経103号線	右京区嵯峨大覚寺門前八軒町13番地の28地先 同区嵯峨新宮町68番地の1地先		
3	嵯峨緯153号線	右京区嵯峨石ヶ坪町47番地の1地先 同町1番地の127地先		
4	嵯峨柁原17号線	右京区嵯峨柁原若宮下町13番地の1地先 同上		
5	川島緯31号線	西京区川島五反長町11番地の2地先 同町51番地の4地先		
6	小栗栖緯13の1号線	伏見区小栗栖小阪町93番地地先 同町84番地の24地先		

(建設局土木管理部道路明示課)